【申請の手引き】

インバウンド対応力強化支援補助金 (無線 LAN 環境の整備)

1 インバウンド対応力強化支援補助金 (無線 LAN 環境の整備) とは

東京都内の宿泊施設、飲食店、小売店における無線 LAN 環境整備を支援することにより、 外国人旅行者の受入環境の整備を促進することを目的としています。

補助対象施設: 都内の①宿泊施設、②飲食店、③小売店(免税店)

(⇒ 詳細は「2 補助対象施設」(2~4ページ)を御確認ください)

補助対象事業: 施設・店舗内における無料公衆無線 LAN の設置

(⇒ 詳細は「4 補助対象事業」(5ページ)を御確認ください)

補助対象経費: 補助事業に係る経費

(⇒ 詳細は「5 補助対象経費」(6ページ)を御確認ください)

補助額: 補助対象経費の2分の1以内

※ 1か所あたり 15,000 円以内、各施設・店舗ごとの上限は次のとおり

・ 宿泊施設 1 施設あたり最大 50 か所

・ 飲食店 1店舗あたり最大 10 か所

・ 小売店 1店舗あたり最大 10か所

※ ただし「インバウンド対応力強化支援補助金(外国人旅行者の受入対

応の強化)」の補助金額も含み300万円以内

募集期間: 平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで

ただし、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

※受付終了の場合は、東京観光財団ホームページにてお知らせします。

申請方法: 申請に必要な書類(9ページ参照)を郵送または持参により下記まで提

出してください。

【申請受付窓口・お問合せ先】

公益財団法人 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課

住所: 〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話: 03-5579-8463 (直通) FAX: 03-5579-8785

受付時間: 9時00分~17時45分 ※土・日・祝祭日・年末年始を除く。

※補助金の相談に来所されたい場合は、事前にご連絡ください。

2 補助対象施設

(1) 東京都内で以下の営業を行っている民間の宿泊施設

旅館・ホテル営業 (旅館業法第2条第2項)





※東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に掲載の写真を使用しています。

② **簡易宿所営業** (旅館業法第2条第3項)



[改正前の旧旅館業法]

(旧旅館業法第2条第2項)

1 ホテル営業

2 旅館営業

(旧旅館業法第2条第3項)

③ 簡易宿所営業

(旧旅館業法第2条第4項)

- ※ 改正前の旧旅館業法第3条第1項の許可を受けて旧旅館業法第2条第2項に規定する**ホテル営業**又は同条第3項 に規定する**旅館営業**を経営している者は、改正後の旅館業法第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規 定する**旅館・ホテル営業**を営む者とみなします。
- ※ 以下に該当する施設は補助対象となりません。
 - ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの
 - ② 国または地方公共団体からの運営委託及び指定管理

(2) 東京都内で以下の要件を全て満たして営業を行っている民間の飲食店

① 飲食店営業(食品衛生法)又は喫茶店営業(食品衛生法)の許可を受けている店舗







- ② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が営業している店舗であること
 - ⇒ サービス業の場合 次のいずれかを満たすこと
 - (ア)資本金の額又は出資の総額 5,000万円以下
 - (イ) 常時使用する従業員の数 100 人以下
 - ※ 詳細は4ページの【中小企業者の定義】を参照
- ③ 外国人旅行者受入のための多言語対応に取り組んでいる店舗

- ※ 以下に該当する施設は補助対象となりません。
 - ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に掲げる「風俗営業」、 第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」、第11項に掲げる「特定遊興飲食店営業」、第13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている施設及びこれに類するもの
 - ② 国または地方公共団体からの運営委託及び指定管理
 - ③ 大企業が実質的に経営に参画しているもの ※詳細は下記参照
- ※ 「大企業が実質的に経営に参画」とは次に掲げる事項に該当する場合をいいます。
 - ①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有または出資している
 - ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有または出資している
 - ③役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している
 - ④フランチャイズ加盟店など、その他大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる
- (3) 東京都内で以下の要件を全て満たして営業を行っている民間の小売店(免税店)
 - ① 次のいずれかの許可を受け営業を行っている小売店(免税店)
 - (ア) 免税販売手続を行う消費税免税店 (一般型消費税免税店)
 - (イ) 販売場が所在する特定商業施設内に免税手続きカウンターを設置する承認免税手 続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店(手続委託型消費税免税店)



※消費免税店については、以下ウェブサイトを ご参照ください。

(国土交诵省 消費税免税店サイト)

http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html

- ② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者が営業している店舗であること
 - ⇒ 小売業の場合 次のいずれかを満たすこと
 - (ア) 資本金の額又は出資の総額 5,000 万円以下
 - (イ) 常時使用する従業員の数 50 人以下
 - ※ 詳細は以下の【中小企業者の定義】 参照
- ※ 以下に該当する店舗は補助対象となりません。
 - ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの
 - ② 国または地方公共団体からの運営委託及び指定管理
 - ③ 大企業が実質的に経営に参画しているもの ※詳細は上記参照

(参考) 中小企業者の定義 (中小企業基本法)

中小企業者とは、以下に該当する事業者のことをいいます。

NV TE	いずれかを満たすもの		
業種	資本金又は出資額	常時使用する 従業員	
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外) 外)	3億円以下	300人以下	
ゴム製品製造業者(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3 億円以下	900人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5,000 万円以下	5 0 人以下	
サービス業(下記以外)	5,000 万円以下	100人以下	
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
旅館業	5,000 万円以下	200人以下	

3 補助対象外施設

以下のいずれかに該当する団体及び個人は補助交付対象外となります。

- ① 暴力団(東京都暴力団排除条例に規定する暴力団)
- ② 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- ④ 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの(ただし、補助金申請後、実績報告時までに営業許可を受ける予定のあるものを除く。)
- ⑤ 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの
- ⑥ 過去に国・都道府県区市町村等から補助事業の交付決定取消し等を受けた者、又は法令 違反等不正の事故を起したもの
- ⑦ 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- ⑧ 会社法の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- ⑨ その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと財団理事長が判断するもの

4 補助対象事業

施設・店舗内に無料公衆無線 LAN を設置した場合に、機器購入費とこれに係る設置工事費等を補助します。

(1) 補助金額

無線 LAN 機器の設置箇所数^{※1}に1万5千円を掛けた金額と補助対象経費の2分の1の金額のいずれか低いほうの金額

(i)	無線 LAN 機器の設置箇所数	箇所 ^{※1} ×15,000円=		円
(ii)	補助対象経費	円× 1/2=	円	

- ※無線 LAN 機器の設置箇所の上限^{※2} (宿泊施設 50 箇所、飲食店 10 箇所、小売店 10 箇所)
- → (i)と(ii)の低いほうの金額 = 補助金額
- ※ただし、上限額は当財団にて実施している「インバウンド対応力強化支援補助金(外国人旅行者の受入対応の強化)」の同一年度における補助金額も含み、300万円までです。
- (例) 本年度の「外国人旅行者の受入対応の強化」の既交付決定額が250万円であった場合
 - ⇒ 本補助制度の上限 50万円(=300万円 250万円)
- 注 1 無線 LAN 機器の設置箇所数とは、利用客の端末から無線でアクセス可能で、インターネット環境につながる機器を設置した数です。機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合は、移設を行った箇所も設置 箇所数に含めてください。
- 注 2 都又は財団が実施した補助金の交付実績を有する施設・店舗については、それぞれの上限箇所数(宿泊施設 50 箇所、飲食店 10 箇所、小売店 10 箇所)から補助金により無線 L A N機器を設置した箇所数を差し引いた数が限度となります。

(2) 設置場所

補助対象施設内にある以下の箇所

(宿泊施設)

- ① ロビー
- ② 食堂(宿泊者が利用する施設に限る。)
- ③ 宴会場
- ④ その他多くの宿泊客が利用する施設
- ⑤ 客室
- ※ ⑤について補助事業として実施するためには、上記①から④いずれかの施設について無線 LAN 環境の整備を行ってください。(すでに整備されている場合は除きます。)

(飲食店)

- ① 客室及び客席
- ② その他多くの客が利用する施設

(小売店)

- ① 販売所
- ② その他多くの客が利用する施設

5 補助対象経費

補助事業に係る経費のうち、

機器購入費、設置工事費(機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設に係る経費を含む。)

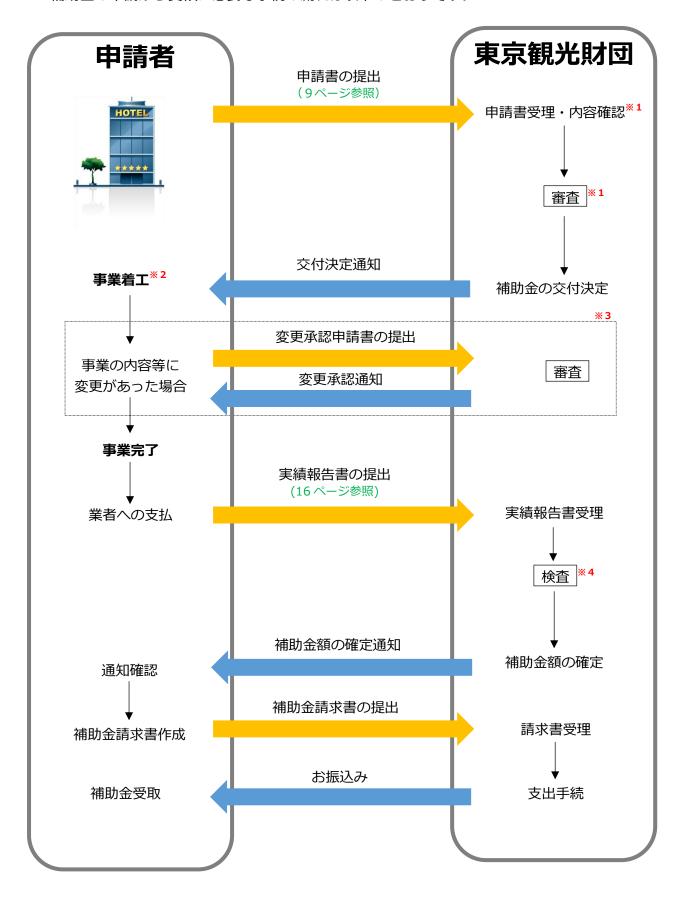
※ 寄付金や広告収入、観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等の収入 は補助対象経費から控除します。

補助対象外経費

- ・ 間接経費(消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等)
- ・ 設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費
- ・ リース・レンタルによる設置機器に係る経費
- 契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費
- ・ 交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費
- 見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費
- ・ 補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費
- ・ 通常業務・取引と混合して支払が行われている経費
- ・ 他の取引と相殺して支払が行われている経費
- ・ 中古品の購入経費
- ・ 親会社、子会社、グループ会社等関連会社(資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等)との取引に係る経費(ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く)
- ・ 過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経 曹
- ・ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・ 他の補助金等の補助制度の対象となった経費(観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等を除く。)
- ・ その他、理事長が適切ではないと判断する経費
 - 注1 交付決定の通知を受け取る前に補助事業を開始した場合、補助金は交付しません。
 - 注2 補助対象経費となるのは、初期経費のみです。運営費(ランニングコスト)は補助対象経費としません。
 - 注3 本事業に直接関係ない経費、施設整備費等(建物等管理費、建築・土木委託費等)の経費等は 補助対象経費としません。
 - 注4 観光庁の実施する 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」などは、本補助金と 併用できます。ただし、併用する場合であっても、観光庁の補助金の交付決定通知を受け取った 後、本補助金の交付決定の通知を受け取る前に補助事業を開始した場合、本補助金は交付しません。

補助金の申請から受領に必要な手続の流れ

☆ 補助金の申請から受領に必要な手続の流れは以下のとおりです。



- ※1 ・ 審査は書類審査に加え、施設・店舗内に入場し確認を行う場合があります。その際は御協力ください。
 - ・申請書受理は、提出書類の不足、記載内容の不備がなく、審査に図れる状態を指します。
 - ・ 審査には、通常1か月程度時間を要します。
- ※2 ・ 交付決定の通知を受け取る前に補助事業を開始した場合は、補助金は交付しません。 審査に要する時間を見込んだ上での御申請をお願いいたします。
 - ・ 交付決定の通知を受けた事業については、通知を受けた日から1年以内に事業に着手してください。
- ※3 ・ 事業着手後、内容、費用等に変更がある場合、事前に**変更承認申請を提出**し、承認を受けてください。 ※ 変更承認申請の提出がない場合、補助金を受け取れないことがあります。事業の内容、費用等に変更 が発生しそうな場合は、必ず事前に御相談ください。
- ※4 ・ 交付決定後、必要に応じて検査を行うことがあります。また、実績報告書受理後、完了検査に伺い、施設・店舗内に入場し、目視確認、電波確認及び写真撮影等(客室内を含む。)を行います。その際は御協力ください。
 - ・ 完了検査の日程については、実績報告書受理後、御相談させていただきます。

交付申請時の提出書類(宿泊施設・飲食店・小売店 共通)

祁	制助金交付申請時は、以下の書類を御提出ください。
	交付申請書(第1号様式)(別紙 補助事業計画書)
	※ 宿泊施設、飲食店、小売店ごとに別紙1補助事業計画書の様式が異なります。
	誓約書(第2号様式)
	申請書に使用した印鑑の印鑑証明書 ※ 申請日以前3箇月以内に発行されたものに限ります。
	商業登記簿謄本(法人の場合) / 住民票(個人の場合) ※ 申請日以前3箇月以内に発行されたものに限ります。
	社歴書(法人の場合) / 経歴書(個人の場合) ※ 書式は任意とします。
	最近2期の貸借対照表、損益計算書(法人の場合) / 最近2期の税務署による収受印を確認できる税務申告書類の写し(個人の場合) ※ 新規創業した施設の場合、創業計画書、事業計画書を提出してください。
	納税証明書(法人税 < その1 > 又は事業税)(法人の場合)/ 納税証明書(所得税 < その1 > 又は事業税)(個人の場合) ※ 税務署または都税事務所発行の直近のもの。
	整備前後の図面・展開図 ※ 宿泊施設の客室のみに設置する場合は、公共スペースの無線 LAN 環境が整備されていることが確認できる書類又は写真
	補助事業に係る設置・施工前の写真
	工事仕様書 (購入機器のカタログ、実施する工事内容等)
	工事工程表
	経費の積算内訳書又は見積内訳書 ※ 必要に応じて、複数見積もりの提出を依頼することがあります。
	利用者向けパンフレット(施設・店舗の概要がわかるもの。ホームページのコピー可)
	委任状 ※ 必要に応じて。書式は任意とします。
	旅館業営業許可書(写し)(宿泊施設の場合) ※ 管轄保健所が発行した営業の種別が記載されているもの。 記載事項に変更がある場合は、現況と同一となるよう、 変更届の写し等も添付すること。 ※補助金申請後に許可を 受ける予定のものについては、許可申請書(写
	飲食店営業又は喫茶店営業の許可書(写し)(飲食店の場合) し)を提出し実績報告 時までに提出すること

□ 輸出物品販売場の許可を証明する書類(写し)(小売店の場合)

- □ 多言語対応に取り組んでいることが分かる書類(飲食店の場合)
 - ※ 上記書類は、店舗で現在利用している多言語メニューや EAT 東京(詳細は、下記「EAT 東京とは」参照)で作成した多言語メニュー等を想定しています。
- □ その他必要に応じて提出を依頼するもの

※ 親会社、子会社、グループ会社等関連会社との取引が必要な場合

原則として、親会社、子会社、グループ会社等関連会社(資本関係のある会社、役員及び社員 を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等)との取引は補助対象外と なります。

ただし、設置工事の内容が構造躯体等に影響を及ぼすことから、親会社、子会社、グループ会 社等関連会社との取引が真に止むを得ない場合は、例外的に対象となりますので、その理由を 明記した書類(様式任意)を添付してください。

(参考) EAT 東京とは

外国人旅行者へのおもてなしの一環として、飲食店の方が簡単に多言語のメニューを作成できるとともに、外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できる 2 つの機能を備えたウェブサイトです。 http://menu-tokyo.jp/menu/



※メニューの作成方法及び外国語メニューがある飲食店検索サイトの掲載についての詳細 は上記ウェブサイトの「メニューの作成方法」をご参照ください。 第1号様式(第2条関係)

平成〇年〇月〇日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

申請者住所(法人の場合、本店所在地) 東京都〇〇区□□町1-2-3

登記簿・住民票と同様に記載してください。

氏名(法人の場合は商号または名称及び代表者) 株式会社 ホテル・トウキョウ 代表取締役 東京 観光

施設·店舗所在地 東京都〇〇区□□町1-2-3

営業許可書と同様に記載してください。

施設・店舗名称 ホテル・トウキョウ

印鑑証明と同一の 印鑑を使用してく ださい。

登録印 (実印)

インバウンド対応力強化支援補助金 (無線 LAN 環境の整備) 交付申請書

インバウンド対応力強化支援補助金 (無線 LAN 環境の整備) 交付要領第2条の規定により補助金の交付を下記のとおり申請します。

なお、本補助金に関して、当方が貴財団に提出する一切の書類(第1号様式から第10号様式まで及びその添付書類)について、貴財団と東京都とにおいて情報共有すること(インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱第17条)に同意します。

記

1 申請額 金 675,000円

別紙の③の額を記入してください。

- 2 補助事業の内容等 別紙のとおりです。

(担当者)

右上の申請者の従業員<u>以外の</u>方が 担当者である場合は、委任状(書式は 任意)が必要です。

本申請に関し、東京観光財団から ご連絡させていただくことがあります ので、申請の内容等を把握されている 方を必ずご記入ください。 法 人 名: 株式会社 ホテル・トウキョウ

所属:ファシリティマネジメント部住所:東京都〇〇区□□町1-2-3

電 話 番 号: 03-〇〇〇-×××× F A X 番 号: 03-〇〇〇-××△△

担 当 者 名: 多摩 島

記入例(宿泊施設)

別紙 (第1号様式に添付)(宿泊施設用)

施設・店舗に応じた様式を使ってください

┐ 補 助 事 業 計 画 書

建物	勿構造区分	〔 SRC 〕造〔 30 〕階建
施討		客室数〔 295 <mark>室</mark> 〕・宴会場数〔 5 室 〕・会議室数〔 10 室 〕
現在	Eの施設内無線 L A N設置状況	ロビー、レストラン及び会議室には設置済み。客室フロアは廊下 に設置しているが、電波が十分届かない部屋が多く、速度も遅い ため、顧客からの不満の声が多い。
	団申請する無線LAN設置の 体的内容・効果	ホテル全体の回線を強化し、ロビー、会議室の機器を更新して速度を確保する。また、客室全室にアクセスポイントを設置することで、客室全室でストレスなく Wi-Fi を利用できるようになる。
	施工業者等との契約予定年月	平成〇年〇月※1 交付決定まで1か月程度かか
施工	購入(着工)予定年月	平成〇年〇月 してください。
時	設置(竣工)予定年月	平成□年□月
期等	利用開始予定年月	平成□年□月
	購入業者(施工業者等)への 予定支払年月	平成□年□月

※1 交付決定日より前に契約すると、補助金が交付されませんので、期間に余裕をもって申請してください。

東京都又は財団が実施した補助金にて 過去に無線LAN機器設置実績の有無 (ある場合は設置数も記入)	1 あり <u>5 箇所</u>	2	なし	
	設置場所		設置箇所数	% 2
無線LAN機器の設置場所と設 置箇所数 ^{※2}	1 公共スペース ロビー 食堂 宴会場 その他 (会議室)		18	箇所
(該当する項目の番号全てに〇印を付け、 設置箇所数を記入してください。)	2 客室		295	箇所
	合計設置箇所数 ^{※2}		313	箇所
補助対象となる 設置箇所数 ^{※2}	合計設置箇所数が50箇所以下の場合、合計設置箇所数から東京都又は財団が実施した補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を差し引いた数合計設置箇所数が50箇所を超える場合、50箇所から東京都又は財団が実施した補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を差し引いた数	(a)	45	箇所

※2 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

補助対象となる設置箇所数 ^{※2} (a) (45)箇所×15,000円=	① 675,000 円
補助対象経費 (b) (1,955,443)円 — 収入 (c) (0))円 ×1/2=	② 977,000 円
交付申請額 (①と②いずれか低い額)	※千円未満は切り捨て ③ 675,000 円

記入例(宿泊施設)

無線LAN機器購入費 ※ 消費税、地方消費 無線アクセスポイント機器については、補助対象となる設置箇所数分を記入してください。

		долост								
	番号	購入機器の (メーカー名・型番・付属品等) 設置工事費等	数	·量 ·量		単価	補月	加対象経費	(円)	
	1	Wi-Fi ルーター (O社 xxx-xxxx)		8		48, 000				864, 000
	2	Wi-Fi ルーター (〇社 xxx-xxyy)	2	.7		12, 000	環境の構 要な費用			324, 000
	3	LAN スイッチ (口社 abc-defg)	(6		600, 000	ては、 <u>(</u>	<u>数量×</u>		517, 572
	4	HUB (△社 mmmnnn)	2	4		7, 000	<u>単価)に</u> 象となる			24, 153
	5	ケーブル等	1	式		120, 000	<u>所数/台</u> 箇所数)	計設置		17, 252
	6	ネットワーク設計	1	式		300, 000	で補助対			43, 131
	7	設置工事費	1	式		500, 000	│ <u>を算出</u> し │ い。	てくださ		71, 885
見	漬りに	- ニ調整費、割引など金額がマイ	1	式		500, 000	【事例のケ	ース】		71, 885
		よる項目がある場合、マイナス 、て記載するか、諸経費等から	1	式		150, 000	<u>(数量×</u> (45/313)	<u>単価)×</u>		21, 565
		くし、総事業費が見積りと一致 📙								
		に記入してください。	1			内訳書のとおり 費税を含まなし		1	955	443 円
				~ ~ ~ ~	~ 0 (/].				~~~·	1 10 1 1

事業実施を請け負う企業は、親会社、子会社、グループ会社等関連会社ではない。 ✓

事業実施を請け負う企業は、親会社、子会社、グループ会社等関連会社である。 □別途理由書(様式任意)を提出

※親会社、子会社、グループ会社等関連会社とは、資本関係のある会社、役員及び社員 が経営する会社等をいいます。

寄付金や広告収入、観光庁「訪日外国人旅行者受入工

飛緊急対策事業費補助金」の収入

 内容
 該当項目にチェックを入れてください。
 (c)

0円

≪申請書添付書類≫

- 1 印鑑証明書
 - ※ 申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの
- 2 登記簿謄本(法人の場合) / 住民票(個人の場合)
 - ※ 申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの
- 3 社歴書(法人の場合) / 経歴書(個人の場合)
 - ※ 様式は任意
- 4 直近2期の貸借対照表、損益計算書(法人の場合)/ 直近2期分の税務署による収受印を確認できる税務申告書の写し(個人の場合)
- 5 納税証明書(法人税<その1>又は事業税)(法人の場合)/ 納税証明書(所得税<その1>又は事業税)(個人の場合)
- 6 整備前後の図面・展開図
 - ※ 客室のみに設置する場合は、公共スペースの無線 LAN 環境が整備されていることが確認できる書類又は写真も合わせて提出すること
- 7 工事仕様書
- 8 工事工程表
 - ※ 着工予定日、工事日数が確認できるもの
- 9 経費の積算明細書又は見積書内訳
- 10 利用者向けパンフレット
- 11 委任状(必要に応じて)
- 12 旅館業営業許可書(写し)※営業の種別が記載のもの
- 13 その他必要に応じて提出を依頼するもの

記入例(飲食店)

別紙(第1号様式に添付)(飲食店用)

施設・店舗に応じた様式を使ってください 補助事業計画書

ᄱ	まっかした 水丸を 戻ってくたとい	
建物	7構造区分	〔 SRC 〕造〔 2 〕階建
資本	★金の額又は出資の総額	500 万 円
常時	持使用する従業員の数	10 人
店部		席数〔 30 席〕 ・ 店舗面積〔 100 平方メートル 〕
店部		申請者にて所有 ・ 賃貸
現在	Eの施設内無線 L A N設置状況	現在無線 LAN は設置していないが、外国人客を含む来店客からの要望の声が多い。
	回申請する無線LAN設置の は的内容・効果	客室及びキッズスペースで使用できるアクセスポイントを5か所設置することで、ストレスなくWi-Fiを利用できるようになる。
16	施工業者等との契約予定年月	平成〇年〇月※1 交付決定まで1か月程度かか
施工	購入(着工)予定年月	平成〇年〇月 してください。
時	設置(竣工)予定年月	平成口年口月
期等	利用開始予定年月	平成口年口月
।	購入業者(施工業者等)への 予定支払年月	平成□年□月
※ 1	交付決定日より前に契約すると	:、補助金が交付されませんので、期間に余裕をもって申請してください。

東京都又は財団が実施した補助金にて 過去に無線LAN機器設置実績の有無 (ある場合は設置数も記入)	1 あり <u>箇所</u>	2なし
	設置場所	設置箇所数※2
無線LAN機器の設置場所と設 置箇所数 ^{※2}	1 客室及び客席	4 箇所
(該当する項目の番号全てに〇印を付け、 設置箇所数を記入してください。)	② その他 (キッズスペース)	1 箇所
	合計設置箇所数 ^{※2}	5 箇所
補助対象となる 設置箇所数 ^{※2}	合計設置箇所数が 10 箇所以下の場合、合計設置箇所数から東京都又は財団が実施した補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を差し引いた数合計設置箇所数が 10 箇所を超える場合、10 箇所から東京都又は財団が実施した補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を差し引いた数	(a) 5箇所

※2 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

補助対象となる	る設置箇所数 ^{※2} (a)(<mark>5</mark>)箇所×15,000 円=	1	75,000 円
補助対象経費	(b) (144,300) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1/2=	2	72, 150 円
交付申請額	(①と②いずれか低い額)	※千円未 ③	満は切り捨て <mark>72,000 円</mark>

記入例(小売店)

別紙(第1号様式に添付)(小売店用)

施設・店舗に応じた様式を使ってください 補助事業計画書

からいっていると、アンマイにこと			
7構造区分	〔 SRC 〕造〔 2 〕階建		
金の額又は出資の総額	500 万 円		
	10 人		
· 捕規模	店舗面積〔 100 平方メートル 〕		
捕所有形態	申請者にて所有 ・ 賃貸		
Eの施設内無線 L A N設置状況	現在無線 LAN は設置していないが、外国人客を含む来店客からの要望の声が多い。		
	店舗全体で使用できるアクセスポイントを5か所設置することで、ストレスなくWi-Fiを利用できるようになる。		
施工業者等との契約予定年月	平成〇年〇月*1 交付決定まで1か月程度かか		
購入(着工)予定年月	平成〇年〇月 してください。		
設置(竣工)予定年月	平成□年□月		
利用開始予定年月	平成□年□月		
購入業者(施工業者等)への 予定支払年月	平成□年□月		
	購入(着工)予定年月 設置(竣工)予定年月 利用開始予定年月 購入業者(施工業者等)への		

※1 交付決定日より前に契約すると、補助金が交付されませんので、期間に余裕をもって申請してください。

東京都又は財団が実施した補助金にて 過去に無線LAN機器設置実績の有無 (ある場合は設置数も記入)	1 あり <u></u> <u>箇所</u>	2 なし
	設置場所	設置箇所数※2
無線LAN機器の設置場所と設置 置箇所数 ^{※2}	1 販売場	4 箇所
(該当する項目の番号全てに〇印を付け、 設置箇所数を記入してください。)	② その他(キッズスペース)	1 箇所
	合計設置箇所数 ^{※2}	5 箇所
補助対象となる 設置箇所数 ^{※2}	合計設置箇所数が 10 箇所以下の場合、合計設置箇所数から東京都又は財団が実施した補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を差し引いた数合計設置箇所数が 10 箇所を超える場合、10 箇所から東京都又は財団が実施した補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を差し引いた数	(a) 5箇所

※2 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。

補助対象となる設置箇所数**	² (a)(<mark>5</mark>)箇所×15,0	000円=	1	75,000 円
補助対象経費(b)(144,30	<mark>0</mark>)円 — 収入 (c)(0)円 × 1/2=	2	72, 150 円
交付申請額 (①と②いずオ	いか低い額)		※千円: ③	未満は切り捨て <mark>72,000</mark> 円

補助事業完了後の提出書類(宿泊施設・飲食店・小売店 共通)

交付決定を受けた事業が完了次第、速やかに以下の書類を御提出ください。

	実績報告書(第7号様式)(別紙)
;	※ 宿泊施設、飲食店、小売店ごとに別紙の様式が異なります。
	契約書又は注文書の写し(交付決定日以降に契約が締結されたものに限る)
	契約金額明細書又は内訳書の写し
	納品書の写し
	施工業者からの請求書の写し
	銀行振込受領書又は契約先発行の領収書の写し
	寄付金その他の収入について、内容及び内訳のわかる資料
	補助事業に係る設置・施工前の写真
	補助事業に係る設置・施工後の写真
	購入機器の製品カタログ、保証書のコピー、シリアルNo.が確認できる資料
	その他理事長が必要とする資料
*	インバウンド対応力強化支援補助金(無線 L A N環境の整備)請求書(第 9 号様式)は実績報告時の提出は必要ありません。

金額確定通知の受領後にご提出いただきます。(7~8ページ 補助金申請の流れを参照)

記入例 (共通)

平成口年口月口日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

申請者住所(法人の場合、本店所在地) 東京都〇〇区□□町1-2-3

登記簿・住民票と同様に記載してください。

氏名(法人の場合は商号または名称及び代表者) 株式会社 ホテル・トウキョウ 代表取締役 東京 観光

施設·店舗所在地 東京都〇〇区□□町1-2-3

営業許可書と同様に記載してください。

施設・店舗名称 ホテル・トウキョウ

印鑑証明と同一の 印鑑を使用してく ださい。

登録印 (実印)

インバウンド対応力強化支援補助金 (無線 LAN 環境の整備) 実績報告書

日付、文書番号は、交付決定 通知に記載してあります。

年 月 日付 第 号で交付決定を受けたインバウンド対応力強化支援 補助金 (無線 LAN 環境の整備事業) に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

変更承認申請を行い承認された場合は、以下の文章を追記してください。

「なお、本事業は、年月日付第号をもって、変更承認を受けています。」

- 1 補助金額 金 675,000 円
- 補助事業の内容 別紙補助事業実績報告書のとおりです。
- 3 補助対象期間終了年月日 (業者への支払を含め、補助事業が完了した日) 平成□年□月□日

(担当者)

法人名:株式会社 ホテル・トウキョウ所属:ファシリティマネジメント部

住 所: 東京都○○区□□町1-2-3

電 話 番 号: 03-〇〇〇-×××× F A X 番 号: 03-〇〇〇-××△△

担 当 者 名: 多摩 島

記入例(宿泊施設)

別紙(第7号様式に添付)(宿泊施設用)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

と・店舗に応じた	様式を使ってください		A 11	-		~			
施した無線 LAN	N設置・工事内容								
				設置場	听			設置箇別	f数 ^{※1}
無線LAN機器の設置場所と			ビー	食堂		易)		18 箇所
	号全てに○印を付け、設	②客	室						295 箇所
		合計	設置箇所	f数 ^{※1}					313 箇所
		補助対	対象とな	る設置筐	所数※	1		(a)	45 箇所
	≤の契約年月日	平成(○年○月	□△日					
	年月日	平成(○年○月	◇日					
竣工(納入)	年月日	平成(○年□月	ОВ					
利用開始年月	月日	平成(○年□月	□△日					
	への支払年月日	平成(○年□月						
	経費区分		総	事業費			(-
経費	無線LAN 機器購入費及び 設置工事費			7, 04	8, 080	Ħ	(b)	1, 955, 4	43 円 ^{※2}
	### ### ### ### ### ### ### ### #### ####	施した無線 LAN 設置・工事内容 線 LAN機器の設置場所と 置箇所数※1 該当する項目の番号全てに〇印を付け、設 箇所数を記入してください。) 施工業者等との契約年月日 着工(購入)年月日 竣工(納入)年月日 利用開始年月日 和用開始年月日 施工業者等への支払年月日 を費区分 経費 と 経費 と の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	正施した無線 LAN 設直・工事内容 度を確	流した無線 LAN 設置・工事内容 本テル全体の度を確保した。 1 公共スペーロビー その他(② 客室 1 公共スペーラ を	ホテル全体の回線を強度を確保した。また、 設置場	ホテル全体の回線を強化し、度を確保した。また、客室全 設置場所 公共スペース 食堂 宴会は その他 (会議室 をを確保した。また、客室全をである。	ホテル全体の回線を強化し、ロビー度を確保した。また、客室全室に 設置場所	ホテル全体の回線を強化し、ロビー、会度を確保した。また、客室全室にアクセを接上 A N機器の設置場所と 設置場所	ホテル全体の回線を強化し、ロビー、会議室の機器を見度を確保した。また、客室全室にアクセスポイントを設定を確保した。また、客室全室にアクセスポイントを設定箇所数※1 (金) 2 名談室 3 3 3 3 3 3 3 3 3

- ※1 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。
- ※2 (b)は、次頁、補助対象経費の内訳の合計

補助対象となる設置箇所数 ^{※1} (a) (45)箇所×15,000円=	② 675,000円
補助対象経費 (b) (1,955,443) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1/2=	② 977,000 円 ※千円未満は切り捨て
既交付決定額 ※ 変更承認を受けた場合は、変更承認による交付決定額	③ 675,000円

₩ □ ★ ○ ☆	/1=7@1. > @+	67F 000 FF
補助金額	(上記①から③までで低い額を記入)	675, 000 円

記入例(宿泊施設)

無線LAN機器購入費及び設置工事費にかかる内訳明細書(実績報告時)

※ 消費税、地方消費税相当額を除いた額を記入すること

番号	購入機器の品名 (メーカー名・型番・付属品等)、 設置工事費等	数量	単価	補助対象経費(円)
1	Wi-Fi ルーター (O社 xxx-xxxx)	18	48, 000	864, 000
2	Wi-Fi ルーター (〇社 xxx-xxyy)	27	12, 000	324, 000
3	LAN スイッチ (口社 abc-defg)	6	600, 000	517, 572
4	HUB (△社 mmmnnn)	24	7, 000	24, 153
5	ケーブル等	1式	120, 000	17, 252
6	ネットワーク設計	1 式	300, 000	43, 131
7	設置工事費	1 式	500, 000	71, 885
8	ネットワーク設定等	1 式	500, 000	71, 885
9	諸経費	1 式	150, 000	21, 565
10	N			
申請時	まと同じ書き方で記入してください	(b) 1, 955, 443 円		

設置工事等を請け負った企業は、親会社、子会社、グループ会社等関連会社ではないか

事業実施を請け負った企業は、親会社、子会社、グループ会社等関連会社では	はない。	
-------------------------------------	------	--

事業実施を請け負った企業は、親会社、子会社、グループ会社等関連会社である。 口別途理由書(様式任意)を提出

寄付金や広告収入、観光庁「訪日外国人旅行者受入環境金偏素忌刃束事未真情助业」なるの収入

内容	(c)	
なし		0 円

≪実績報告書添付書類≫

- 1 契約書又は注文書の写し(交付決定日以降に契約が締結されたものに限る)
- 2 契約金額明細書又は内訳書の写し
- 3 納品書の写し
- 4 施工業者からの請求書の写し
- 5 銀行振込受領書又は施工業者発行の領収書の写し
- 6 寄付金その他の収入について、内容及び内訳のわかる資料
- 7 補助事業に係る設置・施工前の写真
- 8 補助事業に係る設置・施工後の写真
- 9 購入機器の製品カタログ、保証書のコピー、シリアルNo.が確認できる資料
- 10 その他理事長が必要とする資料

記入例 (飲食店)

別紙 (第7号様式に添付) (飲食店用)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

		様式を使ってください I設置・工事内容				
			設置場所		設置箇所数*1	
設置	象LAN機器 <i>0</i> 置箇所数 ^{※1}		②その他(キッズスペース)		1 1	箇所
	当する項目の番号 所数を記入して <	号全てに〇印を付け、設ください。)	合計設置箇所数 ^{※1}	5 包	節所	
			補助対象となる設置箇所数※1		(a) 5 筐	所
施	施工業者等と	≤の契約年月日	平成○年○月△日			
エ	着工 (購入)	年月日	平成○年○月◇日			
時	竣工(納入)	年月日	平成○年□月○日			
期	利用開始年月	月日	平成○年□月△日			
等	施工業者等~	への支払年月日	平成○年□月□日			
	経費区分		総事業費	(補助対象経費 要綱別表2-2参照)	
	経費	無線LAN 機器購入費及び 設置工事費	155, 844 円	(b)	144, 300	円*

- ※1 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。
- ※2 (b)は、次頁、補助対象経費の内訳の合計

補助対象となる設置箇所数 ^{※1} (a) (<mark>5</mark>)箇所×15,000円=	③ 75,000円
補助対象経費 (b) (144,300) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1/2=	② 72,000 円 ※千円未満は切り捨て
既交付決定額 ※変更承認を受けた場合は、変更承認による交付決定額	③ 72,000円

補助金額 (上記①から③までで低い額を記入)	72,000 円
------------------------	----------

別紙2枚目については19ページをご参照ください。

記入例(小売店)

別紙 (第7号様式に添付) (小売店用)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

		110 =		<u> </u>	
		様式を使ってください N設置・工事内容	、 <mark>─ 販売場全体及びキッズスペ</mark> るよ う 、機器を新たに設置 た。		
					設置箇所数※1
4mr £4	泉LAN機器 <i>0</i>	り記署提託と	1 販売場		4 箇所
設置	置箇所数 <mark>※1</mark>		②その他(キッズスペー)	ス)	1 箇所
	当する項目の番号所数を記入してく	号全てに〇印を付け、設 ください。)	合計設置箇所数 ^{※1}		5 箇所
			補助対象となる設置箇所	数 ^{※1}	(a) 5 箇所
施	施工業者等と	:の契約年月日	平成○年○月△日		
I	着工 (購入)	年月日	平成○年○月◇日		
時	竣工(納入)	年月日	平成○年□月○日		
期等	利用開始年月	月日	平成○年□月△日		
寸	施工業者等~	への支払年月日	平成○年□月□日		
		経費区分	総事業費		補助対象経費 (要綱別表2-3参照)
	経費	無線LAN 機器購入費及び 設置工事費	155, 8	844 円 (b)	144, 300 円*²

- ※1 機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設を行う場合、その箇所も設置箇所数に含めてください。
- ※2 (b)は、次頁、補助対象経費の内訳の合計

補助対象となる設置箇所数 ^{※1} (a) (<mark>5</mark>)箇所×15,000円=	④ 75,000 円
補助対象経費 (b) (144,300) 円 — 収入 (c) (0) 円 × 1/2=	② 72,000 円 ※千円未満は切り捨て
既交付決定額 ※ 変更承認を受けた場合は、変更承認による交付決定額	③ 72,000円

補助金額 (上記①から③までで低い額を記入) 72,000 円

【申請様式等のダウンロード先】

公益財団法人 東京観光財団ホームページ

http://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra.html

お問合せ先

公益財団法人 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課

住所: 〒162-0801

東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

電話: 03-5579-8463 (直通) FAX: 03-5579-8785

受付時間: 9時00分~17時45分 ※ 土・日・祝祭日・年末年始を除く。

※補助金の相談に来所されたい場合は、事前にご連絡ください。